

図柄入り船橋ナンバープレートデザイン募集要領

船橋市

1. 趣旨

平成 29（2017）年 5 月に、国土交通省が、自動車のナンバープレートの更なる活用を推進するため、追加的に新たな地域名を定める「ご当地ナンバー」と、地域独自の図柄をデザインする「地方版図柄入りナンバー」を組み合わせた「地方版図柄入り新ナンバー」の追加を行うことを発表し、それを受け、船橋市では導入に向けて取り組んできました。

平成 30（2018）年 5 月に、新たな地域名表示として「船橋」の追加が決定されたことを受け、「船橋」ナンバープレートの背景に使用する図柄のデザイン案を募集します。

2. 地方版図柄入りナンバープレート制度の概要

新たな地域名表示「船橋」による図柄入りナンバープレートは、平成 32 年度の交付開始を予定しています。なお、図柄入りナンバープレートの取り付けは強制されるものではなく、希望する方のみ有料での交付となりますので、図柄なしのナンバープレートも選択することが可能です。

（1）交付対象

船橋市内の登録自動車※（自家用・事業用）及び軽自動車（自家用）が対象となります。

※道路運送車両法の小型自動車（二輪を除く）・普通自動車・大型特殊自動車のこと。

（2）交付主体

国土交通省

（3）ナンバープレートの種類

- 図柄入りナンバープレートは地域名表示毎に 1 種類で、寄附金あり（フルカラー）、寄附金なし（モノトーン）の 2 種類です。
- 寄附金ありの図柄入りナンバープレートの交付の際に寄附された寄附金は、その地域の自動車使用者の利益につながる事業等に充当されます。

対象車種	登録自動車(自家用)	登録自動車(事業用)	軽自動車(自家用)
通常の ナンバー プレート			
図柄入り ナンバー プレート			

3. デザイン案の募集期間

平成 30 年 9 月 1 日（土）から平成 30 年 9 月 30 日（日）まで

4. 応募資格

船橋市に愛着を持っている方（個人・事業者・団体を問いません）

5. デザイン案の基準

(1) デザイン案の種類

募集するデザイン案は以下の 2 種類です。

- ①フルカラー
- ②モノトーン

※図柄は地域名表示毎に 1 種類とする必要があるため、**モノトーンのみ応募は不可**とします。

※フルカラーのみ応募した場合、国土交通省又は船橋市において、フルカラーの図柄をもとにモノトーンの図柄を作成するものとします。（色味等の希望には応じかねます。）

(2) デザイン案の要件

①次に掲げる全ての要件を満たしていること。

- 船橋市の特色を表現し、地域振興・観光振興に資するもの。
- ナンバープレートとしての視認性が十分確保されているもの。
- ナンバープレートの形状、ナンバープレートに表示される文字や数字の書体等を変更していないもの。

②次に掲げる全ての要件に該当しないもの。

- 政党その他の政治団体、宗教に関連するもの。（ただし、歴史的、文化的又は美術的な価値を有するものその他ナンバープレートの図柄とすることにつき、広く国民の理解を得られるようなものを除く。）
- 特定の企業の営利活動を目的とする。（ただし、その地域に関連するものであって、当該地域住民に広く受け入れられているものを除く。）
- 個人、団体の名誉を傷つけるおそれがあるもの。
- 国の利益や他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるもの。


- 特定の人物をモチーフとするもの。（ただし、船橋市民に広く親しまれ、歴史的にもその評価が定まっている人物を表象するものを除く。）
- 他者の権利（商標登録など）を侵すもの。
- 公序良俗に反するおそれがあるもの。
- その他ナンバープレートの公的な性格にふさわしくないもの。
- 応募者が特定できる情報が入っているもの。

デザインの参考情報

船橋市に関するイメージについては、船橋市の魅力発信サイト「FUNABASHI Style」をご参照ください。

<http://www.city.funabashi.lg.jp/funabashistyle/jp/index.html>

6. デザインの作成方法

- デザイン案は、Adobe Illustrator®（バージョン CS～CC）を使用して、指定様式（ai（イラストレーター）形式）に作成してください。
- 指定様式は、以下のリンク又は市ホームページからダウンロードしてください。
 [デザイン案作成指定様式ダウンロード](#)
- デザイン案の作成にあたっては、デザイン案作成時の注意事項（本募集要領 P.7～8）を必ずご確認ください。

7. 提出物

- ① 応募申請書（Word 形式）  [応募申請書様式ダウンロード](#)
- ② 指定様式に作成したデザイン案（ai（イラストレーター）形式）

※①及び②のファイル名は「（応募者氏名）船橋ナンバーデザイン応募」に変更してください。

※複数応募される方は、ファイル名の応募者氏名の後ろに番号を付してください。

例：1 作品目 （船橋太郎 1）船橋ナンバーデザイン応募.ai
2 作品目 （船橋太郎 2）船橋ナンバーデザイン応募.ai

8. 提出方法

件名を「（応募者氏名）ナンバーデザイン応募」とし、提出物 2 点（モノトーンのデザイン案も応募する場合は 3 点）のデータ（7MB 以内）を添付して、以下のアドレスに送信してください。

メールアドレス：seisaku@city.funabashi.lg.jp

件名例：（船橋太郎）船橋ナンバーデザイン応募

※カラーとモノトーンのデザイン案を添付した時の容量が7 MBを超える場合は、2回に分けて送信してください。

（応募申請書はどちらかに添付してください。）

※メール受信後に受け付けた旨を記載したメールを返信します。送信した翌日（土日祝日を除く）までに返信がない場合、容量超過等により受信がされていない可能性がありますので、お手数ですが政策企画課（047-436-2461）までご連絡ください。

9. 選定方法

- ① 事務局で形式審査（データのフォーマット確認等）を行います。
- ② 形式審査が済んだものについて、今後組織する「船橋市図柄入りナンバープレートデザイン選考委員会」で3点の作品を選考します。（弁理士等専門家による商標登録等の確認も行います。）
- ③ 選考した3点の作品について市民投票を行い、最多得票となった作品を図柄として採用します。

10. 選定結果の公表

採用作品は、平成30年12月頃に作成者の氏名等とともに、船橋市ホームページで発表するほか、広報ふなばし等でもお知らせする予定です。個別のお問い合わせにはお答えできませんので、ご了承ください。

11. 入賞作品

市民投票で選考された上位3作品の作成者に対し、以下の賞及び商品を贈呈します。

- 最優秀賞（1作品） 50,000円相当のふなばしセレクション認証品詰め合わせ
- 優秀賞（2作品） 10,000円相当のふなばしセレクション認証品詰め合わせ

12. 応募作品に係る知的財産権等について

- 応募作品は、未発表でかつ著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。以下同じ。）その他第三者の権利を侵害しないものに限りです。
- 採用前にSNS等で応募作品を公表することはご遠慮ください。（第三者により商標登録等がされてしまうことを避けるため。）
- 第三者に権利が帰属する素材又は方法等をデザイン案に使用するときは、その使用に関し、当該権利を有する者から書面による事前の承諾を得るものとし、その使用に関する一切の責任（使用料の支払いを含む。）を応募者が負うこととします。
- 応募作品に係る知的財産権その他の一切の権利の全部または一部について、応募後に第三者にこれ

を譲渡し、移転し、若しくは担保に供する等の処分をし、または出願、登録手続等を行っていることが判明したときは、応募を無効とすることがあります。

- 採用候補デザインの決定にあたり、制作過程に関する情報や制作段階におけるスケッチ、デッサン等の関連資料を確認させていただく場合があります。
- 採用作品が、発表後に著作権侵害等の問題が判明した場合は、採用を取り消すことがあります。
- 応募作品に係る所有権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、二次的使用権その他一切の権利（知的財産権を登録する権利を含みます）を、作品提出時に、船橋市に無償で譲渡するものとします。
- 採用作品の応募者は、船橋市及び船橋市の指定する者に対し、著作権、人格権等を行使しないものとします。なお、最終選定後に船橋市と採用作品の応募者との間で、著作権等譲渡契約書を締結させていただきます。
- 応募作品について、船橋市は、広報及び記録を目的とした資料、ウェブサイト等において無償でこれを使用できるものとします。

13. 個人情報の取扱いについて

応募者の個人情報については、応募や選定に関するご連絡その他選定事務に必要な範囲のみで使用いたします。また、選定事務にかかわる第三者に対し、必要な限度で提供することがあります。

14. その他

- 採用作品が、図柄入りナンバープレートの図柄として使用されるかどうかは、国土交通省が設置する有識者審査会の審査を経た上で、最終的に国土交通大臣が指定します。
- 応募に要する費用はすべて応募者の負担となります。その他応募者が応募を行ったことにより被った損失及び損害については、応募者が責任を負うものとします。また、何らかの障害、事故等でデータファイルが開けない等の問題が発生した場合についても責任を負いません。
- 提出物はいかなる場合でも返却しません。なお、事務局は、御提供いただいた提出物の管理に万全の注意を払いますが、天災その他の不慮の事故等に基づく破損、紛失等については責任を負いかねますので、提出物に係るデータファイル等のバックアップは各自で御対応ください。
- 募集要領の内容も含め、応募に関する一切の事項は、日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとし、募集要領への同意にもかかわらず応募に関して紛争が生じた場合には、千葉地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とすることとします。
- 未成年者の方は、応募にあたり、親権者等の法定代理人の同意を得た上で応募してください。採用作品にあたっては、著作権等の権利譲渡や賞品授受等に関して改めて親権者等の法定代理人の同意書が必要になります。
- 募集要領に記載された事項（スケジュール、留意事項等）については、今後、船橋市の判断により、

変更または追加することがあります。その場合は、それまでに既に応募した方であってこれに同意できない方は、その応募を撤回できますが、応募に要した費用その他損失及び損害等の負担には応じかねます。

デザイン案作成時の注意事項

(1) デザインデータ作成前の準備

- 応募申請書及びデザイン作成指定様式（ai 形式）を、以下のリンク又は市ホームページからダウンロードしてください。

 [応募申請書及びデザイン作成指定様式ダウンロード](#)

- デザイン案は、Adobe Illustrator®（バージョン CS～CC）を使用して作成してください。

デザインの参考情報

船橋市に関するイメージについては、船橋市の魅力発信サイト「FUNABASHI Style」をご参照ください。

<http://www.city.funabashi.lg.jp/funabashistyle/jp/index.html>

(2) データの仕様

- カラーモードは CMYK カラーで作成してください。
- 提案するデザイン案については、良好な画質を得るために、350dpi 以上の解像度としてください。
- 図柄内に文字が入る場合は、アウトライン化をしてください。
- 指定様式のレイヤーは「寸法説明等レイヤー」「ナンバーレイヤー」「軽自動車用枠縁線レイヤー」「事業用縁線レイヤー」「デザインレイヤー」「白下地レイヤー」の6つに分かれています。**デザインは「デザインレイヤー」に作画し、そのほかのレイヤーの編集は行わないでください。**



(3) 留意点

- 「中型標板（前部）」「中型標板（後部）」「大型標板（前部）」「大型標板（後部）」の4つの枠がありますが、そのすべてに同一のデザインを作画し、標板のサイズにより縮尺のみ変更してください。
- 大型標板は文字・数字・ビス穴の配置が中型標板とわずかに異なりますのでご注意ください。
- 国土交通省の導入要綱において「作画位置については、地域名表示の左側部分を除いた部分」とされておりますが、これを訂正する旨の通知がありました。したがって、当該部分に図柄を入れることは差し支えありません。
- 事業用自動車ナンバーには緑色、軽自動車ナンバーには黄色の縁取りを施します。このため、縁線付近に同系色の配色がされている場合は、縁線を目立たせるため、色味調整を行う場合があります。
- 図柄にメタリック色を使用することはできません。
- 実際のナンバープレートは、「寸法説明等レイヤー」や「軽自動車用縁線レイヤー」「事業用縁線レイヤー」の内側が可視範囲になります。適宜「ナンバーレイヤー」を活用し、完成時の参考にしてください。
- ナンバーの取付けに当たり、ワッシャーとネジを使用いたします。ワッシャーにより図柄が隠れてしまうこともありますので、図柄の位置等にご注意下さい。
- 提案する図柄の所定様式に直接デザインを行わず、提案する図柄に完成した画像を組み込んだ場合には、当該画像の実データ（PSD や TIFF 等、圧縮していないもの）を追加で提出していただく場合があります。
- デザインの範囲は下図の点線の内側です。



お問い合わせ

船橋市 企画財政部 政策企画課 総務企画係

住所：船橋市湊町 2-10-25

電話：047-436-2461

メール：seisaku@city.funabashi.lg.jp